

障害者の相談支援体制(案)

- 相談支援事業については、施設整備等を伴わないものを念頭に、各法律に位置付け、都道府県、市町村が委託できるような法的整理を行う。(中立性に配慮)
- 相談支援の内容等は次のようなものとする。
 - ・ 生活全般のソーシャルワーク等の総合的なもの
 - ・ 福祉サービス等の利用決定に係るもの(利用計画案の作成)

《 都道府県(全域) 》

- 専門判定機関により、障害者の状態の判断等各種相談支援事業者のスーパーバイズを行う。
- 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターの機能再編や職種の必置規制の見直し、判定の標準化等を実施する。

都道府県の役割

《 都道府県(障害保健福祉圏域) 》

- 市町村単位の相談支援事業者のスーパーバイズ、住宅入居支援等の広域的なサービス提供、危機介入等の専門性の高い案件への対応等を行う。
- 相談支援事業者の中から、圏域の中核となる事業者となるよう者に都道府県が委託。

《 市町村(全域) 》

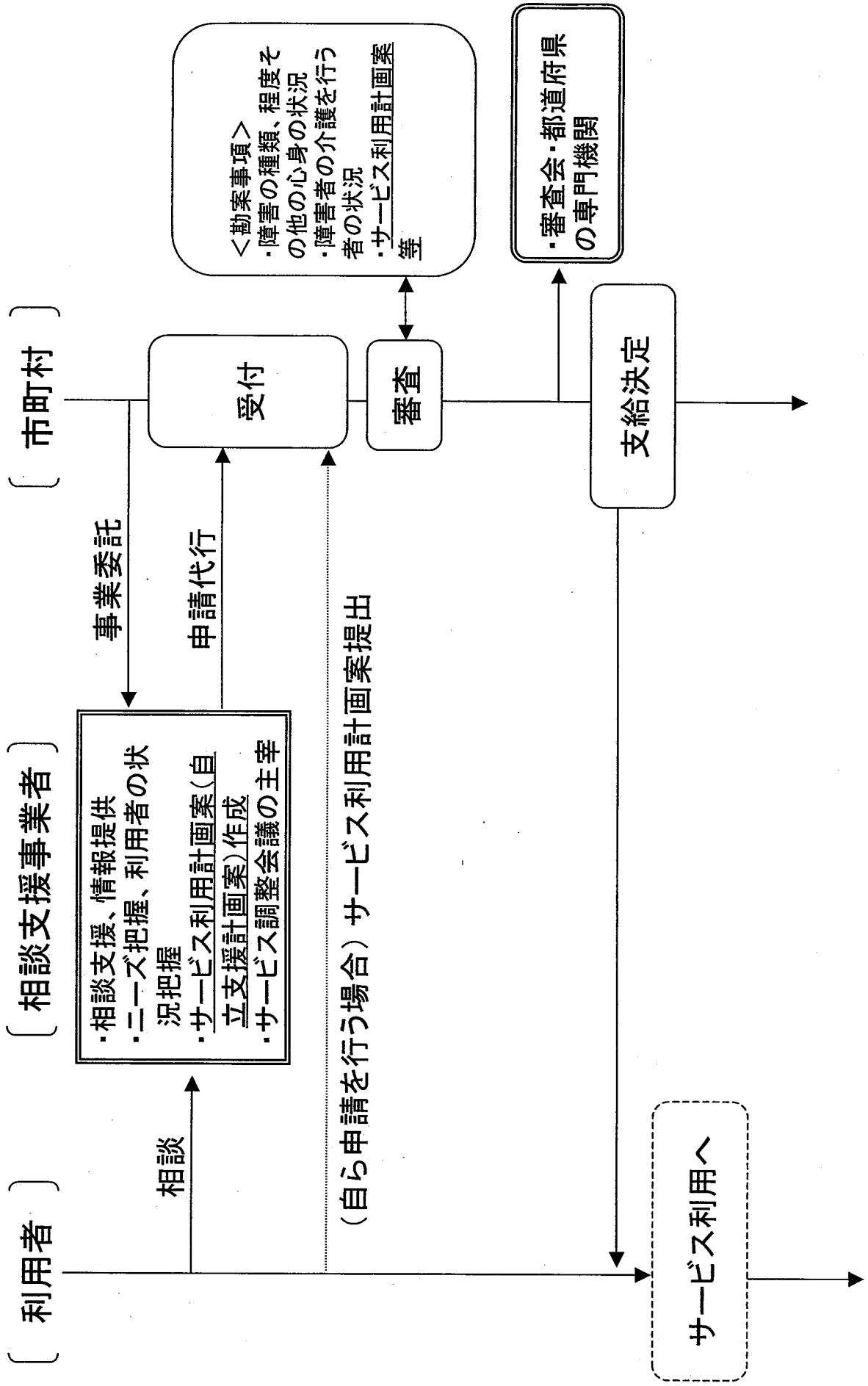
- 市町村単位の相談支援機能(市町村又は民間の相談支援事業者)を確保。
- 実施主体である市町村の委託に基づき、事業者は、ソーシャルワーク的業務等を実施。

市町村の役割

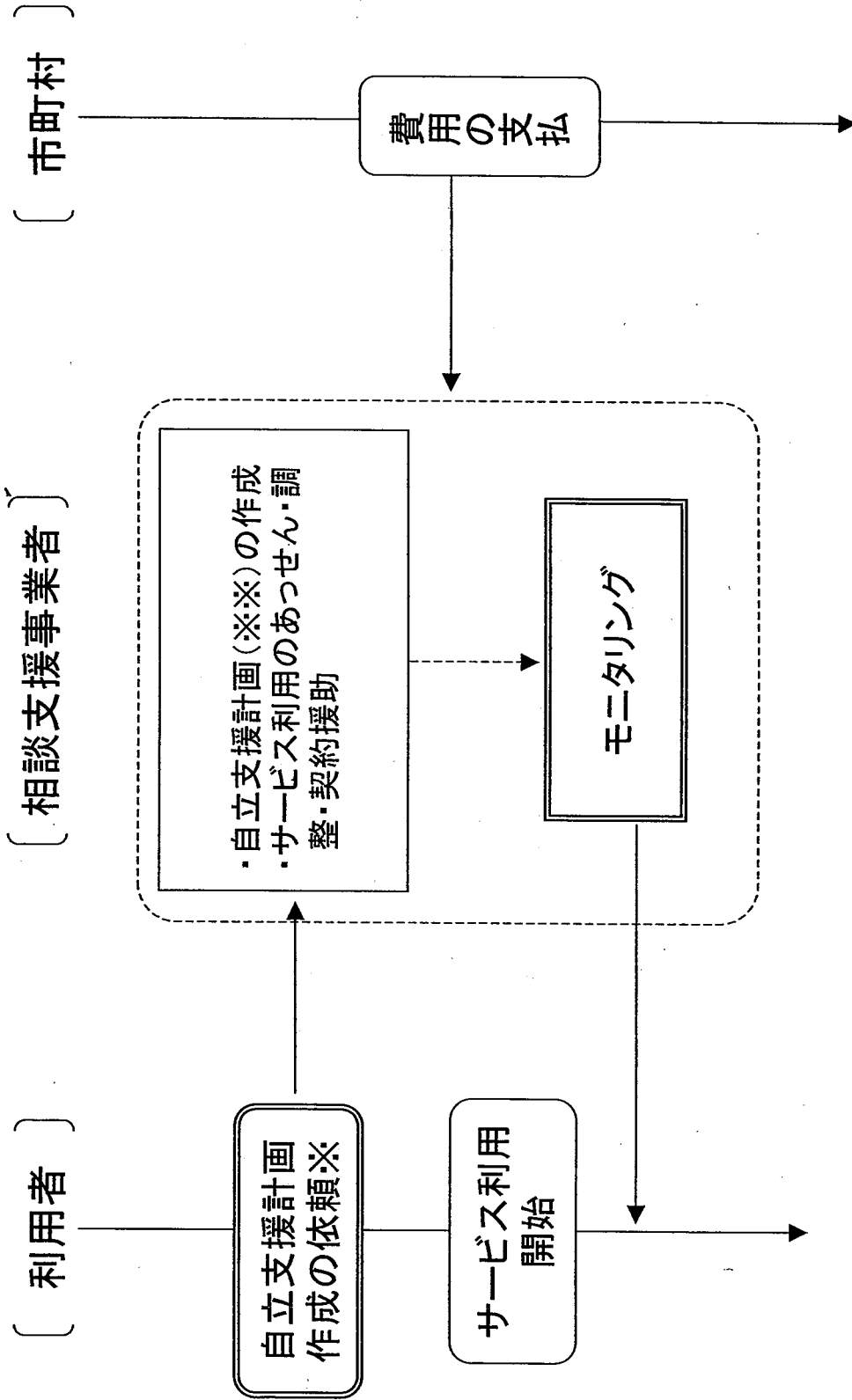
《 市町村(生活圏域) 》

- 支援を必要とする障害者の把握、プライマリー的な相談、事後的なモニタリング等を中心とするコミュニケーションワーク機能として位置づける。

サービス利用決定手続き



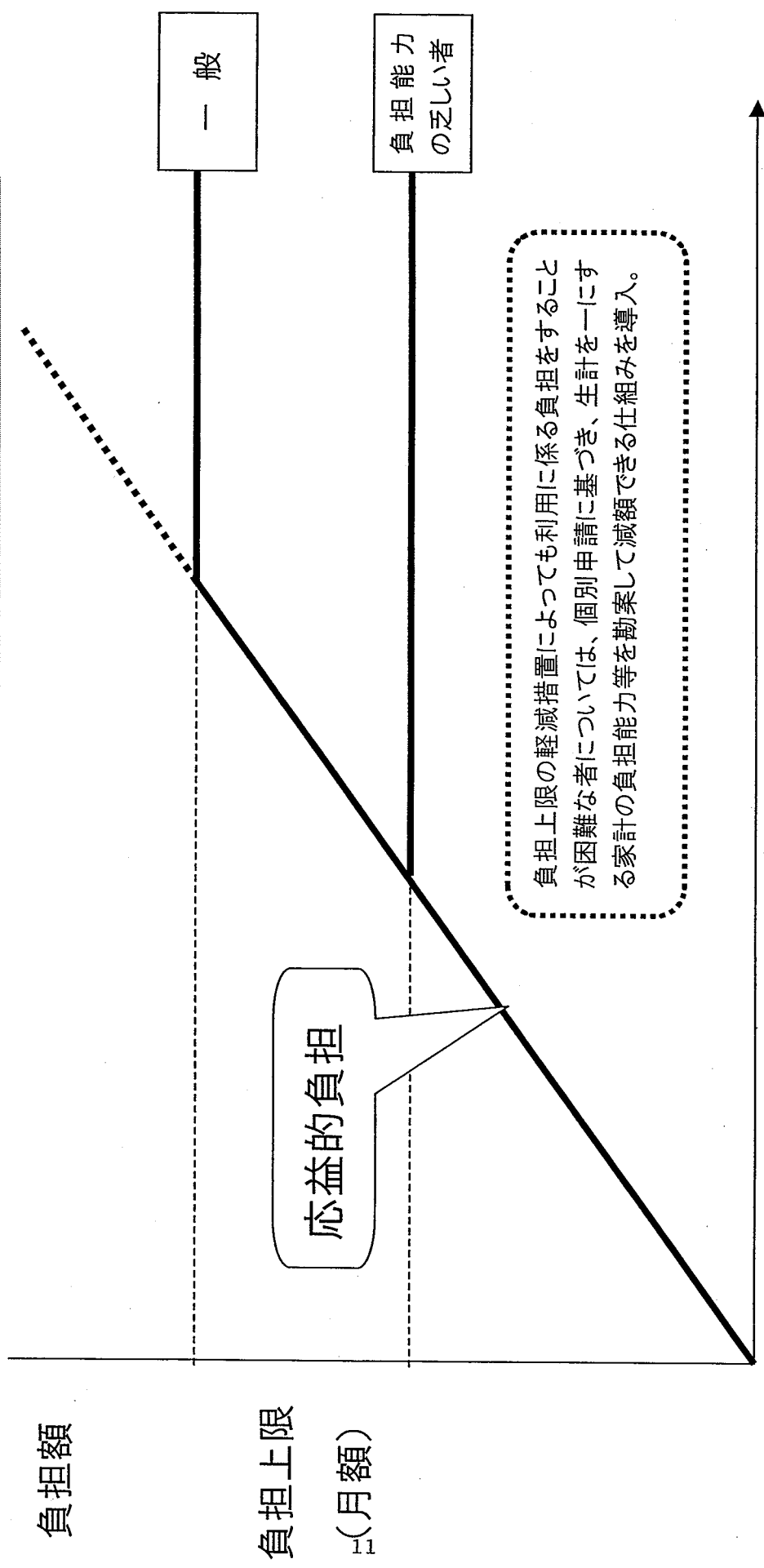
利用決定後のサービス利用の流れ



※複数のサービスの利用が必要な者、長期入所・入院から地域生活に移行する者など
計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者を対象とする。

※※就労支援、教育、インフォーマルサービスを含む計画とする。

福祉サービスの応益的な負担の導入



※ 負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。

各制度の利用者負担の現状

- 在宅サービス利用者の多数の者について利用者負担がないほか、他制度と比較すると、同程度の所得水準でも利用者負担限度額が低くなっている。
- 福祉サービス利用者には、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の割合が多い。
- ホームヘルプは所得階層と利用時間で負担額が決まるが、支援費制度については比較的短時間の利用で該当する負担上限額が設定されている。

区分	支援費制度 (ホームヘルプ)		精神障害者 (ホームヘルプ)		介護保険制度 (1割)		老人保健制度 (1割又は2割) (下線は多数該当※1)		健康保険制度 (2割又は3割) (下線は多数該当※1)	
	金額(円)	分布(%)	金額(円)	分布(%)	金額(円)	分布(%)	金額(円)	分布(%)	金額(円)	分布(%)
生活保護受給等	0	18	0	42	15,000	2	15,000	15	35,400 (24,600)	—
市町村 民税 非課税	0	77	0		24,600	29	24,600	16		
世帯非課税										
本人非課税						43				
市町村民税のうち 均等割のみ課税	1,100 (30分あたり50円)			51			40,200	57	72,300 +	
市町村民税のうち 所得割課税	1,600 (30分あたり100円)	2	0				課税所得 124万以上 72,300 +		医療費1% (※2) (40,200)	
課税	2,200 (30分あたり150円) } 全額	3	時間当たり負担 額×利用時間数 時間当たり負担額 は、所得税額に 応じ250~950円	7	37,200	26		12	月収56万以上 139,800 +	—
実効負担率	1.3%(H15)		1.5%(H15)		10.3%(食費込・H14)		8.7%(食費込・H14)	※3	20.6%(食費込・H13)	※3

※1 多数該当とは、同一世帯で直近12ヶ月に高額医療費の支給月数が3ヶ月以上ある場合、4ヶ月目から自己負担限度額が軽減されるもの。

※2 医療費の1%については、制度別等に医療費から一定額を控除して計算（老人保健制度 361,500円、健康保険制度 241,000円又は466,000円）。

※3 老人保健制度においては平成14年10月より負担上限を引き上げ、健康保険制度においては平成15年度より窓口負担を2割から3割に引き上げた。

入所施設の負担の状況

経費の内訳

直接サービス費 (人件費等)
居住費
生活費 食費 日用品費 等
医療費 (自己負担分)

身体障害者

支援費 一人平均 306 千円 / 月	公費補助 心能 負担 実効負 担率 0.2% 一人 平均37 千円 / 月 実費負担 (日用品) 自己負担 ※1
---------------------------	--

知的障害者

支援費 一人平均 273 千円 / 月	公費補助 心能 負担 実効負 担率 0.8% 一人 平均37 千円 / 月 自己負担 ※2
---------------------------	--

精神障害者

補助	自己負担 ※2 自己負担 ※2
----	--------------------

1)と同様の応益負担の仕組みとする。

個室利用：長期入所者等は施設利用料負担
食費：日用品費は自己負担
原則自己負担

見直しの方向性

- ※ 1 一部を更生医療でカバー
- ※ 2 一部を通院公費でカバー

※負担能力が乏しい者の食費・施設利用料については配慮措置を検討。

各制度の利用者負担の上限の現状(入所・入院)

区分	支援費制度		介護保険制度		老人保健制度		健康保険制度	
	身体障害者本人・入所施設	知的障害者本人・入所施設	金額(円)	分布(%)	金額(円)	分布(%)	金額(円)	分布(%)
生活保護受給等	0	0	15,000+ 300×入所日数	2	15,000+ 300×入院日数	15	35,400 +	—
世帯非課税	0	0	24,600	29	24,600+	16	500(650)×入院日数※1	500(650)×入院日数※1
			+	43	+			
本人非課税	0	0	37,200	26	72,300	57	780×入院日数	72,300 +
市町村民税のうち均等割のみ課税	0	0	53,000	—	課税所得 124万以上 72,300	12	780×入院日数 (40,200)	780×入院日数 (40,200)
市町村民税のうち所得割課税	更生・授産 53,000 (入所3年 未滿は 32,000)	更生・授産 53,000 (入所3年 未滿は 32,000)	療護 96,000	—	780×入院日数	—	—	—
課税	9.2%(H15)	11.8%(H15)	10.3%(食費込・H14)	8.7%(食費込・H14) ※3	20.6%(食費込・H13) ※3			
実効負担率								

※ 1 500円は直近1年間の入院期間が90日超の場合であり、650円は直近1年間の入院期間が90日以下の場合である。

※ 2 医療費の1%については、制度別等に医療費から一定額を控除して計算(老人保健制度 361,500円、健康保険制度 241,000円又は466,000円)。

※ 3 老人保健制度においては平成14年10月より負担上限を引き上げ、健康保険制度においては平成15年度より窓口負担を2割から3割に引き上げた。